

公 示 日 : 2022 年 2 月 16 日(水)

調達管理番号 : 21a01134

国 名 : ガーナ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト (コメ種子生産)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : コメ種子生産
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 4 月下旬から 2022 年 7 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 : 1.00 人月、国内 : 0.50 人月、合計 1.50 人月
- (3) 業務日数 : 国内準備期間 : 5 日
現地業務期間 : 30 日 (渡航回数 1 回)
国内整理期間 : 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 3 月 9 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 3 月 23 日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロフィール評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

| | |
|--------------|---------------|
| 類似業務経験の分野 | 稲種子生産にかかる各種業務 |
| 対象国・地域又は類似地域 | ガーナ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱、COVID-19（ワクチン接種証明書）

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）の農業セクターにおいて、コメはメイズに次ぐ主要作物（主食）であり、国内の米生産量は2004年～2015年の間に年間24万トンから64万トンに急増している。同時に、国内のコメ消費量は近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、その生産量を超えて急激に伸びており、国民1人当たりの年間消費量は2012/13年の24kgから2016/17年には35kgに達するほどで、国内生産量が消費量に追い付かない状況にある。そのため、国内消費量の53%（2017年）を輸入米に依存せざるを得ず、食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメの自給率の向上はガーナ政府の主要課題の一つとなっている。

このためガーナ政府は、農業分野の旗艦戦略として、2017年に策定した「Planting for Food and Job(PFJ)政策」においてコメを優先的戦略作物の一つと定め、その生産性向上等に向けた取り組みを推進している。また、コメ生産量の倍増により自給達成を目指す「国家稲作開発戦略2（NRDS2: National Rice Development Strategy-2）」（2019年～2030年）も策定中である。

かかる状況の下、我が国は技術協力プロジェクト「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ2（2016年-2021年）」及び「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト(MASAPS-KIS)（2016

年-2021年)」を中心に、ガーナにおけるコメの生産性向上に貢献してきた。

これらの我が国協力に対してのガーナ政府の評価は高く、両プロジェクトの終了後において天水、灌漑稲作技術の普及を一層推進するべく「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト (GRIP)」(以下、本プロジェクト)が要請された。先行の両プロジェクトでは改良稲作技術の開発・普及手法の確立に取り組んだが、本事業ではその面的拡大のために効果的かつ持続的な普及体制の構築に取り組むものである。

JICAは2020年10月から12月にかけて基本計画策定調査を実施し2021年12月にR/Dを締結、食糧農業省(MOFA:Ministry of Food and Agriculture)およびガーナ灌漑開発公社(GIDA:Ghana Irrigation Development Authority)をC/P機関とし、協力期間は2022年3月から2027年3月までの5年間で、2022年3月初旬から4月下旬にかけて順次、長期専門家の赴任が予定されている。協力期間のうち開始後1年以内に詳細計画を策定、2年目以降が本格活動実施フェーズとなる。

先行プロジェクトMASAPS-KISでは、2019年1月派遣の短期専門家(種子生産・試験監理)がガーナ国における種子生産に関する現況調査を行っている。それによって、サバンナ農業研修所(SARI:Savannah Agricultural Research Institute)では、技官が定期的に農家圃場に出かけて指導するものの、育種家種子および原原種種子の採種栽培を農家に依存していることや、作物研究所(CRI:Crop Research Institute)では、育種家種子を栽培・採種しているが、それ以降は種子会社などの民間業者が種子生産を行っていることが確認された。また、育種家種子は系統栽培ではなく、集団栽培していることも確認された。さらには、公的機関による厳正な種子の審査が重要となるが、MOFAの植物防疫・規制サービス局(PPRSD:Plant Protection and Regulatory Service Directorate)が育種家種子、原原種種子、認証種子を十分に審査ができていないことも確認した。

その後、認証種子生産ガイドラインが作成されるとともに、12名の種子生産農家を対象とした種子生産研修が実施された。また、GIDAの灌漑地区事務所が育種家種子を調達して原原種種子を生産するとともに、種子生産農家の認証・保証種子の生産活動を支援した。その結果、灌漑地区事務所は1,200~1,700kgの原原種種子を、種子生産農家は50~80トンの認証種子を継続的に生産するに至っている。

こうした結果を受けて、本プロジェクトでは、灌漑地区事務所がCRIやSARIから育種家種子を入手し、ポン灌漑地区(KIS:Kpong Irrigation Scheme)所有の圃場にて原原種種子を生産することで、プロジェクトの種子生産農家に必要量の供給を行うこととなった。

本プロジェクトでは、GIDA 傘下の対象 3 灌漑地区において、先行案件 MASAPS-KIS にて開発された認証種子生産ガイドラインと、能力強化の支援を受けた GIDA/KIS カウンタパートを活用し、研修を通じた種子生産農家の能力向上と、持続的な種子生産体制の構築に取り組むことが計画されている。今回の業務では、本プロジェクトの詳細計画策定にあたり、種子生産にかかる具体的な活動計画を検討することが求められる。また同国では、認証種子生産の質的・量的向上を目指し、収穫後処理施設の改善を行う無償資金協力「稲種子生産向上計画」の協力準備調査を実施中であり、同無償資金協力事業と本プロジェクトとの連携も期待されていることから、その点も計画策定時に配慮することが重要となる。このような背景から稲の種子生産に関する専門性を有する短期専門家の派遣を要請するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトで計画されている詳細計画の最終化を視野に、プロジェクト全期間の種子分野に関する活動計画、種子生産研修計画を策定するとともに、予定されている無償資金協力(上述)と種子分野の連携活動について提案を行うものとする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2022 年 4 月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー関連報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等から、ガーナにおける種子生産の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた同分野の協力概要と先行プロジェクトで作成されたガイドラインおよび研修教材を把握する。
- ② JICA 経済開発部及びガーナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し JICA 経済開発部へ提出・説明する。

(2) 現地業務期間 (2022 年 5 月上旬～2022 年 6 月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、MOFA 作物サービス局(DCS: Directorate of Crop Services) および GIDA にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
- ② SARI および CRI の稲育種家より、育種家種子および原原種生産の供給体制(人員の専門性、機材など)、生産量、質について確認を行い、改善策を提案する。

- ③ ②の改善策の実現可能性について、JICA 本部、ガーナ事務所およびプロジェクト専門家と協議する。
- ④ PPRSD による圃場審査と種子検査の実施状況について情報収集を行うとともに、本プロジェクトとの連携体制について協議を行う。
- ⑤ DCS より Planting for Jobs 政策の種子コンポーネントについて情報収集を行う。
- ⑥ ポン灌漑地区での原原種種子生産と種子生産農家による種子生産について指導・助言を行う。
- ⑦ ウェタ・トノ・ボンタンガ灌漑地区における種子生産について農家数・収量・生産量を把握する。
- ⑧ プロジェクト全期間の種子生産体制の強化計画および種子生産研修計画(SARI、CRI、PPRSD に対する本邦研修等を含む)を策定する。
- ⑨ 予定されている CARD 無償と本プロジェクト種子分野の連携活動について提案を行う。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ガーナ事務所、C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 6 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。専門家業務完了報告書の提出期限は 2022 年 6 月 30 日とする。

(1) 業務計画書（和文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部）

(2) 業務ワークプラン（英文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(3) 現地業務結果報告書（英文）

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込むこと。

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(4) 専門家業務完了報告書（和文）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成。

和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所へ各 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アクラ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務日程は 2022 年 5 月 7 日～2022 年 6 月 5 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。なお現時点では、ガーナ到着時の隔離期間は免除されておりますが、COVID-19 感染状況次第では、変更される可能性がございます。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）

イ) 水利組合支援（長期派遣専門家）

ウ) コメセクター／稲作政策（長期派遣専門家）

エ) 農業普及（長期派遣専門家）

オ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
GIDA KIS 内における執務スペース提供（ネット環境有）

(2) 参考資料

- ① 配付資料：本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームにて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (edga2@jica.go.jp) 宛に、メールをお送りください。
 - ・「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト (GRIP)」R/D(写)
 - ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」短期専門家（種子生産・試験監理）業務報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」
 - 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上